

平成23年度第1回茨城労働局公共調達監視委員会議事概要

1 日 時 平成23年9月29日(木)

2 場 所 茨城労働局 2階会議室

3 委 員 (敬称略)

委員長	木島千華夫	弁護士
委員	文堂弘之	大学准教授 博士(経営学)
委員	石川知子	公認会計士・税理士

4 審議対象期間

平成23年1月1日から平成23年6月30日までの契約締結分

5 審査契約件数

・ 公共工事【競争入札によるもの】

審査対象件数 : 5件

審議件数 : 3件

・ 公共工事【随意契約によるもの】

審査対象件数 : 0件

審議件数 : 0件

・ 物品・役務等【競争入札によるもの】

審査対象件数 : 29件

審議件数 : 3件

・ 物品・役務等【随意契約によるもの】

審査対象件数 : 46件

審議件数 : 2件

6 委員からの意見・質問に対する回答等

<p>公共工事 【一般競争入札】</p>	<p>水戸公共職業安定所駐車場整備、書庫屋根防水及び屋外書庫 設置工事</p>
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>
<p>震災（3月11日）の影響で資材の調達等の不備はなく、3月28日までに工事が完了したのですか。</p> <p>追加工事等は発生しなかったのですか。</p> <p>10者の応札があり、比較的多くの応札があったようですが、公告期間は他と比べて違いがあるのですか。</p> <p>金額が高いことが応札者が多かった理由ですか。</p> <p>このような工事は多いのですか。</p> <p>辞退が1者となっていますが、競争入札で辞退というのは、当日来たが入札しなかったということですか。</p> <p>震災がありましたが、工期の延長だけで工事について支障なく出来たのですか。</p> <p>3月28日まで延長というのは年度の関係ですか。</p> <p>入札額が予定価格以下であった業者は2者しかなく、その他の者と比較すると予定価格とかなり開きがありますが、何か理由が考えられますか。</p>	<p>はい。延長した工期内に完了しました。</p> <p>発生しておりません。</p> <p>変わりはありません。</p> <p>理由の一つとして、金額と工事の内容が考えられます。</p> <p>それほど多くはないと思います。</p> <p>この事案の場合は、当日に電話により欠席の連絡がありました。</p> <p>はい。特に支障なく完了しました。</p> <p>施工業者から28日で完了する予定ということの確認を取り、変更契約をしました。</p> <p>工事の手法が理由の一つではと考えていますが、詳しいところは分かりません。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公共工事 【一般競争入札】</p>	<p>龍ヶ崎労働基準監督署耐震補強工事</p>	
<p>意見・質問</p>		<p>回答</p>
<p>煙道部のアスベストの撤去が不要となったため、約200万円減額になったという理解でいいですか。</p> <p>アスベストを撤去せず封じ込めでも可能としたようですが、応札者等への周知はどのようにしたのですか。</p> <p>仕様書の変更には至らなかったのですか。</p> <p>仕様書のみを見た業者にとっては、アスベストの撤去が必要と判断してしまい、撤去がなければ応札したであろう業者が入札の機会を失った可能性もあるということですか。</p> <p>仕様が異なることになるとは思われますが、その場合の手順として何か規則はあるのですか。また、業者に口頭による説明で足りるということですか。</p> <p>今回は仕様書の変更がないまま契約が締結されたということですか。</p> <p>アスベストに関しては、一般の方が集まる場所では封じ込めは好ましくないという話を聞いたことがあります。こういった経緯で封じ込めという工法を了解されたのですか。</p>	<p>はい。</p> <p>入札参加業者からの質疑があり、設計施工監理業者へ確認したところ、工法として封じ込めでも可能であるとの判断がなされました。</p> <p>その結果を受け、入札参加全業者にFAX等により連絡を行いました。</p> <p>その後に仕様書を取りに来た業者には、その場で周知を行いました。</p> <p>変更はしておりません。</p> <p>その可能性もあったかもしれません。</p> <p>規則はありませんが、この事案に関しては、仕様書の修正として工法の追加をすべきであったかもしれません。</p> <p>そういうことになります。</p> <p>専門業者である設計施工監理業者に確認したところ、この工事の場合は封じ込めでもアスベストの飛散防止の効果に問題がないという回答がありましたので、その工法を了解しました。</p> <p>煙道については、暖房用の重油ボイラーがあった機械室から屋上の煙突まで庁舎内壁を通っていますが、重油ボイラーは既に撤去済みであり、機械室は</p>	

<p>仕様書の変更がないままで、記録上アスベストの処理をどのように扱ったか残っているのですか。</p> <p>仕様書にある煙突の撤去という方法を指定したのはどなたですか。</p> <p>目的は耐震のためですか。</p> <p>仕様書の変更等について、明確に見える形で対応しておかないと引き継ぐときなどに支障があり、入札における告知の点からも、今後は改善すべきであると思われます。</p>	<p>現在書庫として使用されているため、来客者が立ち入ることはありません。</p> <p>アスベストの処理につきましては、完全なる撤去と飛散しないための封じ込めという方法等があります。これにつきましては、工事完了後の写真と報告書の提出を受けております。</p> <p>庁舎屋上に出ている煙突の部分が耐震の関係上弱いということで、設計施工監理業者と相談して決めました。</p> <p>そうです。何も措置をしないと煙突部分が崩れる恐れがありましたので、その部分を撤去することで耐震上の問題は解消されました。</p> <p>今後の課題として検討していきます。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>公共工事 【一般競争入札】</p>	<p>常陸大宮及び高萩公共職業安定所トイレ改修工事</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回答</p>	
<p>震災で特に水の出ない地域であったと思われますが、変更契約で工期を3日間延長しただけで問題なく対応はできたのですか。</p> <p>資材の供給や作業上の問題はなかったのですか。</p>	<p>はい。特に問題は生じませんでした。</p> <p>3月12、13日に行う予定であった工事が震災の影響により延期されましたが、資材は既に調達できていたようであり、作業上の問題も特には生じな</p>	

<p>震災の影響で水周り等の再工事は発生しなかったのですか。</p> <p>入札結果において、入札金額の差が大きいですが何か理由はあるのですか。</p> <p>予定価格の積算資料となる見積りは、一つの業者に依頼しているのですか。</p> <p>予定価格と落札額との差が大きくなっていますが、複数に依頼することはないのですか。</p> <p>予定価格の見積りを出す業者を見積もり合わせて決めるといえることですか。</p>	<p>ったようです。</p> <p>発生しておりません。</p> <p>建築関係の場合は、業者によって強みのある工事、得意な工事があると金額に差が出る場合があります。</p> <p>そうです。</p> <p>予定価格の積算資料は、設計施工監理を委託した業者から提出してもらいます。 委託業者を複数にすると、委託料が倍かかってしまうので1者になります。 なお、設計施工監理業者を選ぶときは、委託料の予定価格が50万円を超える場合には3者、50万円未満であれば2者見積り合わせを行ない選定しております。100万円を超える場合には入札を行うこととなります。</p> <p>そうです。ただし、予定価格の見積りを出すだけの委託契約という訳ではなく、工事の設計、施工監理まで含まれています。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

<p>物品・役務等 【一般競争入札】</p>	<p>水戸及び筑西公共職業安定所プレハブ庁舎の賃貸借契約</p>	
<p>意見・質問</p>	<p>回</p>	<p>答</p>
<p>3月1日から31日までの契約となっていますが、本当に1ヶ月だけの契約なのですか。</p>	<p>本件の契約期間はそのようになっています。 ただし、翌年度の平成23年4月1日から平成24</p>	

<p>どれくらいの期間を使用する見込みなのか。</p>	<p>年3月31日までについて、随意契約による契約を締結しております。</p> <p>期間的にいつまでとは、分からないというのが実情です。</p> <p>職業訓練関係の事業で使用しておりますが、本省からの予算措置の状況によるため、その事業が落ち着けばその時点で終了となる可能性もあります。</p>
<p>他県でのプレハブ設置の状況はどのようになっていますか。</p>	<p>近隣の局では、A局は2ヶ所、B局は1ヶ所のプレハブを賃貸借しており、C局においては購入したプレハブを1ヶ所使用しております。D局においては設置がありません。</p>
<p>D局については設置が無いということですが、既存のスペースで業務を行っているということですか。</p>	<p>既存の庁舎で対応できているか、別に事務所等を借りて行っている場合もあるかと思われます。</p>
<p>4月から再度契約をしているようですが、4月からの賃料はいくらですか。単純にこの契約の1.2倍ということですか。</p>	<p>本件の契約には、賃貸料だけではなく、設置、撤去等の工事費用も含まれているので異なります。4月以降の賃貸料は、年間で約485万円になります。</p>
<p>今回の場合は民間の相場より高いと思われますが。</p>	<p>次回契約の際には、賃貸料の市場価格等を考慮して価格を検討したいと思います。</p>
<p>今回の契約でプレハブの使用後はどのような措置を取るのですか。</p>	<p>使用後は、撤去することになります。</p>
<p>撤去は行われたのですか。</p>	<p>現在も使用中であるため、撤去は行われておりません。</p> <p>契約書には、賃貸借期間は次年度以降1年毎に更新できる旨の条項が入っています。</p>
<p>仕様書を見て撤去の可能性があることは分かりますか。</p>	<p>工事の内訳書に撤去工事として費用を計上するところがありますので、入札の段階で撤去があるということは分かるのではないかと思います。</p>
<p>3月中に撤去がないのであれば、撤去費用を除いた変更契約を結び、撤去費用は別に契約するというよ</p>	<p>撤去時の予算は今年度に計上されており、今回の契約に含めなければ、次年度以降に撤去費用が計上さ</p>

<p>うに、取引事実と契約を一体化させるべきであり、契約書と支出の整合性が取れていないという欠陥があると思います。</p> <p>予定価格の積算自体がプレハブの設置を前提として作成され、撤去費用も計上されており、その上で入札して契約期間が1ヶ月という賃貸借契約で、その賃料が約855万円というのは売買と変わらないのではないですか。</p> <p>また、その後の随意契約で年間約485万円の賃料を支出するとなると、購入の予定価格に何百万円の追加になってしまっていると思われませんが。</p> <p>他県で購入のケースがあることを考えると、購入して撤去費用を随意契約により別途計上した方が合理的なのではないでしょうか。</p>	<p>れないとの問題も想定されてこのような契約となっていますが、検討させていただきます。</p> <p>今回の契約金額（約855万円）には、プレハブの設置、撤去等の工事費用が含まれており、その工事に係る費用が大きな金額を占めています。</p> <p>また、賃貸対象はプレハブだけではなく、机、椅子及びロッカー等の事務用備品やエアコン等の賃貸料も含まれています。</p> <p>なお、本件は2棟分の合計金額であり、水戸所分が約438万円、筑西所分が約377万円、共通経費が約39万円となっています。</p> <p>契約金額の具体的な内訳については、次のとおりです。</p> <p>賃貸料としては、プレハブ本体分が約15万円、事務用品等分が約26万円、合計で約41万円が賃貸そのものの費用であり、残りの約814万円は、設置、電気設備及び撤去等の工事に係る費用となります。</p> <p>この工事に係る費用については、プレハブを設置するために必要な一時経費であり、プレハブを購入した場合でも同程度の金額が見込まれると考えられます。</p> <p>プレハブを購入した場合の本体価格は不明ですが、プレハブ本体分の賃貸料は約15万円であり、購入価格には及ばないと考えます。</p> <p>翌年度の年間分の随意契約では、プレハブ本体及び事務用品等の賃貸料のみの契約になっており、内訳としては、プレハブ本体分が約183万円、事務用品等分が約302万円、合計で約485万円となっています。</p> <p>事業の実施にあたっては本省から予算が示されますが、今回の場合は庁費という予算科目で示されており、新規に庁舎を購入するためには予算科目が施設整備費でなければならないため、どうしても賃貸借</p>
---	---

<p>科目上はそうなのかも知れないが、あまりにも金額が大きいので一般的には理解が難しいと思われます。</p> <p>他県において購入したときの予算科目は庁費ではないのですか。</p> <p>労働局では、科目については変更できないのですか。</p> <p>金額が賃貸借のレベルではないように思われます。</p> <p>撤去費用も含めた金額で入札していますが、実際は更新の随意契約が締結されたために撤去は行われておらず、撤去費用が浮いた形になっているというのは形式が悪いと思われます。</p> <p>今回の委員の意見を踏まえて、今後検討していただきたいと思います。</p>	<p>という処理になってしまいます。</p> <p>施設整備費になります。</p> <p>変更はできません。</p> <p>C局のプレハブは、この事業実施のためということではなく、職員数増加等による庁舎狭隘化に対応するための増築として購入されたものです。また、増築となると、財務省との協議等も必要になるため、難しいところです。</p> <p>契約の時点では、次年度も必ず契約できますということは予算が確立されていないので言えず、年度を越える長期間での契約ができないこと、賃貸料の他に設置、撤去等の工事費用が含まれることから、どうしても高額になってしまいます。</p> <p>次回契約を更新する場合には、業者との価格交渉を実施し、出来る限り安価に契約できるよう努力したいと思います。</p> <p>撤去費用を分けて考えた場合、予算の終わりが来たときに撤去費用が捻出できないという事態が生じる恐れもあり、本省も含めて今後検討したいと思います。</p> <p>検討いたします。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	

物品・役務等 【一般競争入札】	平成23年度複写機保守契約（9施設9台：ミノルタ社製ほか）	
意見・質問	回答	
<p> 予定価格の積算方法はどのようにしたのですか。 平成22年度の随意契約をした業者はどちらの業者ですか。 前年の随意契約と今年的一般競争入札は同じ結果になったのですか。 前年度と単価が同じですが、安くなるよう何かされたのですか。 前年の価格を参考に予定価格を算出して落札率100%になってしまうのに一般競争入札を行うということは、本省は何か趣旨があるのですか。 落札率が100%でも前年度より低下しているのが分かれば良いが、同じ金額が毎年続くと一般競争入札を行う意義が分からないように思えます。 また、随意契約の方が価格が下がると思われますが。 単価のところでカラーによるコピーは考慮されないのですか。 機種によって、単価に幅があるのはどうしてですか。 </p>	<p> 平成22年度の単価を基に、平成23年度の年間予定数量を掛けたもので算出しております。 今回と同じ業者になります。 複写機を購入するときには入札を行うのですが、落札、納入した業者が引き続き保守を行うことがその業界では多いようで、入札を行っても他者の応札が得られず、1者になってしまいます。 極端に予定価格を下げると契約に至らない場合があります、難しいところです。 去年は公募で行い、今年是一般競争入札で試してみようという意向があったのかもしれませんが。 モノクロコピー機であり、カラーコピーはできないものです。 機種の容量及び納入時期により単価に幅が生じています。 なお、近年は、購入の入札時に保守の単価を含めているため、比較的低単価での契約になってきています。 </p>	

単価の高いものは古い機種なのですか。	そうです。
本事案は適正とします。	

物品・役務等 【一般競争入札】	平成23年度茨城労働局総合庁舎施設管理業務委託	
	意見・質問	回答
	<p>競争参加資格で平成24年度との記載がありますが、平成24年度の資格は取れるものなのですか。</p> <p>今回は清掃業務を含めたとのことですが、前年と比べて何か違いはありますか。</p> <p>清掃業務を分けた方が、清掃業務を専門としている業者によって安く応札できる可能性があるように思われますが、再度清掃業務だけ分けるということは難しいですか。</p>	<p>競争参加資格の有効期間は3年であり、平成22、23、24年度となっております。</p> <p>平成21年度までは、清掃業務と一般廃棄物処理運搬業務を含めて庁舎管理業務としていましたが、平成22年度は清掃と一般廃棄物処理運搬を切り離して契約しました。</p> <p>その結果、一般廃棄物処理運搬業務は金額を安く契約することができましたが、清掃業務に関しては逆に高くなってしまったため、今回は清掃業務を庁舎管理業務と一緒にして入札を行いました。</p> <p>監督署及び安定所の清掃業務のみの入札も行っていますが、落札に至らずに随意契約となっており、清掃業務を再度分けても安く契約するのは難しいと思います。</p>
	本事案は適正とします。	

物品・役務等 【随意契約】	<p>平成23年度各労働基準監督署及び各公共職業安定所における清掃作業委託（県南・県西地区）</p> <p>平成23年度各労働基準監督署及び各公共職業安定所における</p>
------------------	--

清掃作業委託（県央・県北・鹿行地区）	
意見・質問	回答
<p>同じ業務で参加者数が異なるようですがどうしてですか</p> <p>2件とも不落による随意契約となっていますが、入札価格が高いのは何か理由があるのですか。</p> <p>3回入札してから不落により商議されたとのことですが、予定価格内に落ち着くものなのですか。</p> <p>予定価格と入札価格にあまりにも開きがあるケースは少ないと思いますので、今後調査してみてください。</p>	<p>地域を分けているため、営業範囲外の業者の方は参加しなかったためだと思われます。</p> <p>はっきりした理由は分かりません。</p> <p>3回入札の後、業者にどれくらいの金額で出来るか、あらためて見積もりを出してもらったところ、予定価格を下回っていたため契約となりました。</p> <p>分かりました。</p>
<p>本事案は適正とします。</p>	